

廃対第 175 号
平成 30(2018)年 7 月 20 日

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
会長 菊池 清二 様

栃木県環境森林部廃棄物対策課長 新井 有明

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）

廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき御礼申し上げます。

さて、このことについて、平成 30 年 6 月 22 日付け環循適発第 1806224 号及び環循規発第 1806224 号にて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありました。

一般家庭が排出する残置物は一般廃棄物であり、その処理を受託する者は市町村からの委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければなりません。また、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となる場合もあります。

つきましては、貴协会会员へ周知いただくとともに、引き続き、建築物の解体工事等における残置物の適正処理の推進に御協力をお願いします。

なお、周知においては、別添の環境省作成の啓発リーフレットも御活用ください。

廃棄物対策担当 高原
TEL 028-623-3107

環循適発第 1806224 号
環循規発第 1806224 号
平成 30 年 6 月 22 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃棄物規制課長
（公印省略）

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、建築物の解体時等における残置物の取扱いについては「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（平成 26 年 2 月 3 日付け環廃産発第 1402031 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）で周知しているところであるが、平成 29 年 2 月に中央環境審議会において取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「現状と課題」として、「建築物の解体時等における残置物については、建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例等が見受けられる。」とされ、「見直しの方向性」として、「地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされたところである。

については、貴職におかれては、建築物の解体時等における残置物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に従った適正な取扱いがなされるよう、下記事項について、貴管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管内の市町村に対し、当該市町村管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 残置物の処理責任の所在について

建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

都道府県及び市町村におかれては、以上の点について、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたい。

2. 残置物の適正な処理を確保するための方策について

解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

都道府県及び市町村におかれては、一般廃棄物に該当する残置物の処理について関係者から相談があった場合等には、当該市町村における一般廃棄物処理計画に沿った処理方法（適切な排出方法、市町村が自ら処理しない廃棄物については連絡すべき一般廃棄物処理業者等）を示すなど、適正な処理が実施されるよう指導されたい。

また、一般廃棄物に該当する残置物について、いわゆる夜逃げ等により当該建築物の所有者等が所在不明であるなどにより、当該建築物の所有者等による適正な処理が行われなない場合には、関係者に対して適正な処理方法を示すほか、必要に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条各号に掲げる基準に従い市町村から適切な処理業者に対して残置物の処理を委託するなど、市町村におかれては一般廃棄物の適正な処理を確保されたい。

なお、残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託する者にあつては、産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、市町村からの当該残置物の処理に係る委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければならないことに留意が必要であり、市町村は、廃棄物処理法第7条第5項各号又は第10項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。また、残置物の処理を受託する者において一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となる場合には、廃棄物処理法第15条の2の5に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例を活用することが可能であるので、併せて留意されたい。さらに、同条の規定に基づく届出の際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の17第3項第2号ハの規定に基づき、市町村からの委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者であることを示す書類を添付する必要があるため、市町村におかれては、当該特例の活

用が想定される場合には、文書による委託を行う等、当該届出に必要な書類が準備できるよう配慮されたい。

3. その他

リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合においても、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、都道府県及び市町村におかれては、1. 及び2. の趣旨に鑑み、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたい。

残置物の適正処理のお願い

建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不用家具・家電等（「残置物」と言います）は、解体・リフォーム工事の前に、残置物の所有者である、建築物の所有者や占有者が、廃棄物処理法に則って処理する必要があります。

家庭の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 家庭の残置物は「一般廃棄物」となります。市町村に相談の上、**市町村の指定する方法で処理**をお願いいたします。
- ◆ 解体業者、不要品回収業者など、市町村の**一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者（※1）が廃棄物の処理をすることは法律で禁じられています（※2）。**

※1 「産業廃棄物処理業の許可」「解体工事業の許可」「古物商の許可」では、一般廃棄物の処理はできません。

※2 罰則：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科



市町村の指定する方法



解体業者、不要品回収業者等（一般廃棄物処理業の許可なし）が回収

事務所の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 事務所の残置物は、廃棄物の種類及び性状によって、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となります。それぞれ、**次に示す業者へ処理を委託し、適切な処理**をお願いいたします。

- 一般廃棄物： 一般廃棄物処理の許可業者又は市町村から処理を受託した業者
- 産業廃棄物： 産業廃棄物処理の許可業者

- ◆ **建築物の所有者等が上記以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています（※3）。**

※3 罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

家電等の処理はどうしたらいいの？



家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）

以下の**家電4品目**は、**家電リサイクル法**に則って**処理**をお願いいたします。

- ✓ エアコン（ウインド形、室内機が壁掛け形又は床置き形のセパレート形）
 - ✓ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
 - ✓ 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
 - ✓ 電気洗濯機・衣類乾燥機
- ※いずれも業務用は除く

具体的な処理方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「これで解決！家電リサイクル」を御覧ください。
<http://www.kaiketsukr.com/>



家庭は1～3、事務所は1, 2, 4のいずれかにより処理をお願いいたします。

【家庭・事務所共通】

1. 新しく買い換える小売店又は以前購入した小売店に引取りを依頼する。
2. 家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ自ら運搬する。

【家庭】

3. 家電リサイクル券を貼付して市町村又は市町村が紹介する小売店や一般廃棄物の許可業者に引取りを依頼する。

【事務所】

4. 家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物の許可業者に「指定引取場所」までの収集運搬を委託する。

小型家電製品



小型家電製品は、**小型家電リサイクル法**に則って**処理**をお願いいたします。

- ①家庭が排出する場合：市町村の窓口へお問い合わせください。
- ②事務所が排出する場合：小型家電リサイクル法の認定事業者（※4）又は産業廃棄物処理業者へお問い合わせください。

小型家電製品とは以下のものを指します。

電話機・FAX	携帯電話・PHS	パソコン（※5）
デジカメ、ビデオ	ステレオセット	電子書籍
ブルーレイプレイヤー	プリンター	電卓
電動ミシン	電動工具（電気ドリル）	フィルムカメラ
ヘルスメーター	医療用電気機械器具	掃除機、電気アイロン
炊飯器、電子レンジ	ドライヤー、電気かみそり	電気マッサージ器
電気こたつ、電気ストーブ	電気芝刈り機	電気スタンド等照明器具
ランニングマシン	電子楽器	ゲーム機
電子時計	ラジオ	等

※4 認定事業者及び連絡先一覧 <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

※5 パソコンについては、市区町村又は一般社団法人パソコン3R推進協会のウェブサイトをご覧ください。<http://pc3r.jp/>

し尿汲取り・浄化槽のことはお住まいの市町村にお問い合わせください。